

新情審議第3号の2
令和6年12月25日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
会長 沢田 克己

行政文書の廃棄について（回答）

令和6年12月11日付け新総務第2121号で依頼のありました「行政文書の廃棄に関する意見聴取」について、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 資料5「令和6年度文書館歴史的文書選別結果リスト（廃棄→移管）」に記載のファイルについては、すべて移管するべきであるとする。
- 2 資料5「令和6年度文書館歴史的文書選別結果リスト（廃棄→移管）」のうち、特に審議のあったものについては、市政検証性があると考えられるため、新潟市行政文書管理規則別表「2 保存期間を10年に設定する行政文書」の項目13及び「3 保存期間を5年に設定する行政文書」の項目16の「社会、文化、世相を反映した文書など歴史的観点から将来の市民に伝えることが有意義であると認められるもの」にあつては、移管」として、これに従った措置がされることを望む。